

観光資源としての世界遺産と保護の対象としての世界遺産 —EU とスペインの場合を通して—

齊藤 功高*

World Heritage Sites as Tourist Attractions and as Subjects of Preservation in EU and Spain

Yoshitaka SAITO

はじめに

世界遺産に多くの観光客が押し寄せる現象は近年世界的な傾向になっている。その結果、地域社会を潤すビジネスとしての観光産業と人類共通の世界遺産の保護の関係は大きな問題を提起している。

まず、最初に世界遺産を定義しておきたい。世界遺産条約によると、世界遺産とは、各国家・地域にある自然遺産および文化遺産の中で特に「顕著な普遍的価値」(outstanding universal value)を有する人類全体の遺産のこと¹⁾であり、締約国あるいは国際組織は、それらの世界遺産を破壊や損傷等から保護・保存するために積極的に努力をしなければならない²⁾ことになっている。

では、どうして世界遺産の保存が必要なのか。

世界遺産条約の草案作成が、アスワン・ハイ・ダム建設によってナセル湖に水没する危機にさらされたエジプトのヌビア遺跡群の救済を目的としたユネスコの国際的キャンペーンに始まったように、「顕著な普遍的価値」を有するような人類の遺産を一国あるいは一地域の遺産のみならず、人類の遺産として将来世代に残していくことが価値のあることだと世界が認識したからである。

このような、一方では保護されるべき世界遺産が、他方では、観光産業にとっては観光客を呼び込むブランドとなっていることから、さまざまな問題が指摘されている。そこで、観光資源としての世界遺産と保護されるべき世界遺産をどのように調和していくべきか、EU とスペインの場合を例にとって考察していきたい。

* さいとう よしたか 文教大学国際学部

1. 観光資源としての世界遺産

1-1 自国経済に占める観光産業の重要性

世界全体における観光産業の経済規模（総生産）は、関連産業、関連投資、税金などを含めた場合、2010年の世界のGDP（国内総生産）の約9.2%に相当する5兆7,510億米ドルである³⁾。関連産業を含む全観光産業の就業人口は、2010年に世界の全雇用者数の約8.1%に相当する2億3,576万人になると予想されている⁴⁾。

図1 世界の観光産業の経済規模（2010年予測値）

地域	観光産業 GDP		観光産業による雇用	
	金額 (十億ドル)	GDP全体に 占める割合(%)	人数 (千人)	雇用者全体に 占める割合(%)
世界	5,751.0	9.2	235,785	8.1
アジア・大洋州	1,546.2	-	158,961	-
北東アジア	1,096.3	9.1	79,404	7.8
東南アジア	164.9	9.7	22,581	8.1
南アジア	136.1	8.0	55,050	8.6
大洋州	148.9	11.2	1,926	13.7
中東	173.9	10.1	5,269	9.6
ヨーロッパ	2,096.9	-	34,636	-
EU諸国	1,669.0	9.5	22,211	10.3
EU非加盟の西欧	180.0	10.3	2,558	8.7
中・東欧	247.9	7.4	9,867	6.2
米州	1,873.1	-	35,033	-
北米	1,633.5	9.4	21,390	10.8
中南米	200.2	6.2	11,814	6.0
カリブ諸国	39.4	12.3	1,829	10.8
アフリカ	141.5	-	15,107	-
北アフリカ	65.8	11.0	5,034	10.3
サハラ以南	75.7	6.9	10,073	5.0

資料：世界旅行産業会議（WTTC）

注1：上記の数値は、観光産業が占める直接的・間接的な経済規模を表している。

注2：WTTCは、1990年に世界の観光産業のトップリーダーが集まり、各国政府に対して観光産業の重要性を訴えるために設立された民間団体である。世界における観光産業の規模の推計は、WTTCが計量経済の分野で定評のあるOEF（Oxford Economic Forecasting）に委託して行っているものである。

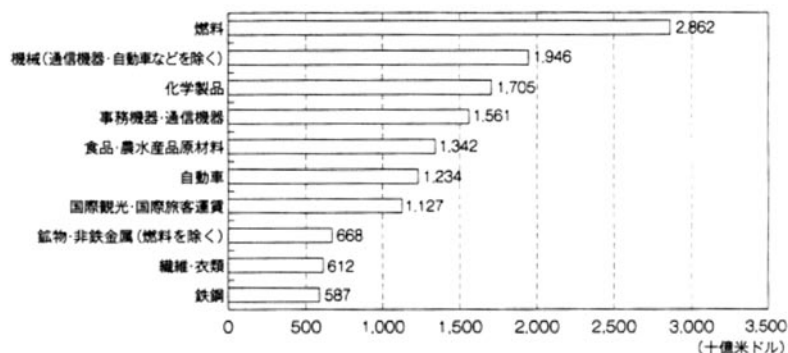
注3：各地域の数値の合計は、端数処理などの関係により、世界の数値と完全には一致しない。

また、一国の経済を収入の次元で考えた場合、国際観光収入は輸出額とみなすことができるが、世界の多くの国では国際観光収入が有用な外貨収入源となっており、国際観光収入は「見えざる貿易（invisible trade）」の役割をはたしている⁵⁾。

たとえば、2008年の世界の国際観光収入（9,416億米ドル）と国際旅客運賃収入（1,850億米ドル）の合計額は1兆1,226億米ドルで、主要商品分類別輸出額（世界総額）の7番目に位置し、実に自動車の輸出額の9割に相当する⁶⁾。

このように観光が自国経済の中で占める割合が大きくなってきているのが現状の傾向である。

図2 2008年の主要商品分類別輸出額（世界総額）



資料：世界貿易機構（WTO）、世界観光機関（UNWTO）

注1：「国際観光・国際旅客運賃」には、国際観光収入と国際旅行運賃収入の合算額（2009年秋時点のUNWTOの推計値）が計上されている。

注2：世界観光機関（UNWTO）は、「国際旅客運賃とは、当該国に居住していない国際観光客（日帰り客も含む）が、当該国に登録されている運輸会社に対して支払った国際旅客運賃収入（International Fare Receipts）の総額のことであり、旅行目的地が当該国かどうかは問わない」と定義している。

注3：上記には主な商品分類のみが掲載されている。

1-2 EU 経済に占める観光産業

EUをみると、観光産業のGDPに占める額は1兆6,690億米ドルで、EU全体の9.5%になる。また、観光産業による雇用者数は2,221.1万人、EUの雇用者全体に占める割合は10.3%になる⁷⁾。

観光業は旅行者を送り出す国の経済状況やあるいは世界の経済状況が大きく作用するが、EU加盟27カ国が2008年に受け入れた外国人観光客の総数は3億7千万人と、世界の約4割を占める。関連産業を含めたEU域内の観光業は前述したようにEUのGDPの約1割を占める大きな産業に成長している。

その上、EUの観光産業は、2010年は域外からの旅行者数の増加によって回復基調にあるといわれる⁸⁾。たとえば、2010年の上半期（1月から6月）の北米からの旅行者数は前年同期比9%拡大、日本とロシアからはそれぞれ8%、18%増え、中国人旅行者は19%、ブラジルからの来訪者は46%も増加した。また、第3四半期（7～9月）の宿泊施設の稼働率は5.4%も上昇している。

観光産業はEUの域内総生産（GDP）の5%余りを生み出し、1,000万人前後の雇用が確保されていると推定される。

このように、今や観光産業はEUの大きな産業に成長したのである。

1-3 スペイン経済に占める観光産業

2009年の国際観光収入をみると、スペインは531.77億米ドルで世界2位である。旅行消費額の国内・海外比率をみると、外国人の旅行消費がEU域内1位の44.9%（04年）に上っている。

図3 2009年国際観光収入上位10カ国

	国名	国際観光収入 (百万米ドル)	伸率 (%)
1	米国	93,917	-14.6
2	スペイン	53,177	-13.7
3	フランス	49,398	-12.7
4	イタリア	40,249	-12.0
5	中国	39,675	-2.9
6	ドイツ	34,709	-13.3
7	英国	30,054	-16.6
8	豪州	25,594	3.4
9	トルコ	21,250	-3.2
10	オーストリア	19,404	-10.1

資料：世界観光機関（UNWTO）

注1：本図表の数値は2010年6月時点の暫定値である。

注2：国際旅客運賃は含まれていない。

主要項目別の順位をみると、スペインは、ヨーロッパの中で旅行インフラと文化資源がともに1位である。価格競争力は96位、観光政策、規制は74位、治安・安全性は66位と低いにもかかわらず、外国人観光客が多いのは、旅行インフラがしっかりしていて、しかも文化資源が多いことが要因であることがわかる。

図4 旅行・観光競争力ランキング 主要項目別の順位

(ヨーロッパ)

項目	フランス	イタリア	イギリス	ドイツ	スペイン	スイス	ロシア
観光政策、規制	25位	71位	14位	17位	74位	18位	114位
環境保全	4位	51位	10位	6位	31位	2位	114位
治安・安全性	55位	82位	78位	39位	66位	8位	129位
保健・衛生	9位	27位	46位	7位	35位	13位	10位
航空輸送インフラ	5位	27位	6位	7位	10位	17位	30位
陸上交通インフラ	3位	40位	17位	5位	20位	1位	81位
旅行インフラ	14位	3位	12位	17位	1位	7位	60位
情報・通信技術インフラ	19位	25位	7位	11位	31位	3位	50位
価格競争力	132位	130位	133位	119位	96位	123位	108位
人的資源	23位	41位	12位	21位	31位	4位	88位
自然資源	39位	90位	26位	29位	30位	15位	23位
文化資源	7位	5位	3位	4位	1位	6位	30位

*旅行・観光競争力＝世界経済フォーラムが調査対象133カ国の旅行・観光産業について、各国の政策や安全性、交通インフラ、価格競争力、観光資源など14分野を分析し、その競争力を数値化したもの。

資料：世界経済フォーラム「The Travel & Tourism Competitiveness report 2009」

2. 観光資源としての世界遺産の利用

2-1 観光における世界遺産の価値

観光における世界遺産の価値はどのようなのか。観光産業からみると世界遺産に登録されると、間違いなく従来の文化遺産や自然遺産にブランド力を与える。現に世界遺産になれば、観光客は平均して2割から3割増加するといわれている⁹⁾。

シリアを例にとってみよう¹⁰⁾。シリアでは、東西文明の交流の場として蓄積されてきた観光資源を外貨獲得のため活用して観光立国を目指している。観光分野では、2002年に民間部門の振興などを旨とする法律が策定され、2009年1月には旅行業者や観光振興策に関する新法が導入された。法整備とともに、国内外で観光資源を紹介する展示会や投資セミナーなども開催している。シリア政府は、2009年で8回目になる「シルクロード・フェスティバル」を開催し、観光を「戦略産業」として後押ししている。

こうした積極策を背景に、外国からのシリア訪問者はここ5年間平均で年率15%上昇した¹¹⁾。2010年には、訪問者数700万人、関連収入50億米ドル(約4,560億円)の達成を目指している。

2009年の海外からの観光収入をみると、9月までに約37億7000万米ドル(約3,440億円)で、外貨収入の23%を占め、国民総生産の10%を超えている。特に欧州からの訪問者が急増していて、2009年の第3四半期までに約27万人と前年同期比24%の増加をみた。

中でも、首都ダマスカスや第2の都市アレppoなど世界遺産を抱える観光地には、多くの観光客が押し寄せている。

このように、シリアは、観光資源を利用した観光政策で自国経済を押し上げている。

2-2 EUにおける観光資源としての世界遺産の利用

2010年におけるユネスコの911件の世界遺産のうち337件¹²⁾、世界の全遺産の約37%はEU域内にある。そのうち、約90%にあたる304件は文化遺産である¹³⁾。EU27カ国は、2010年の世界遺産保有国151カ国(世界遺産条約締約国は187カ国)の約18%、1/4に満たないのにこのような多くの世界遺産がEU域内にある。しかも、文化遺産が約90%ということは、自然遺産より文化遺産の方がより容易に観光客を呼び込むことができると考えると、その集客力はかなりなものになる。

そこで、欧州委員会はさらに観光客の集客力を高めるために、ユネスコの世界遺産にならって域内の歴史的な遺産をEU独自の「欧州遺産」(仮称)として指定する案や、ホテルや旅行会社などの優良業者に「お墨付き」を与える構想などを盛り込んだ包括的な観光政策をまとめた¹⁴⁾。「欧州遺産」とは世界遺産とは別に、EUが独自に域内の歴史的建造物や美しい自然を指定しようというものである。特に観光客が少ない中小国での集客増につなげる狙いがある¹⁵⁾。

2009年12月に発効したEUの新基本条約「リスボン条約」は観光分野について、EUが加盟国を支援し各国間の調整を担う政策分野として初めて位置づけた¹⁶⁾。今回の包括政策は今後の観光分野の基本政策となるものである。

図5 EU諸国の世界遺産（2010年現在）

国	世界遺産合計	文化遺産	自然遺産	複合遺産
オーストリア	8	8	0	0
ベルギー	10	10	0	0
キプロス	3	3	0	0
チェコ	12	12	0	0
デンマーク	4	3	1	0
エストニア	2	2	0	0
ドイツ	34	32	2	0
ギリシャ	17	15	0	2
フィンランド	7	6	1	0
フランス	35	31	3	1
ブルガリア	9	7	2	0
ハンガリー	8	7	1	0
アイルランド	2	2	0	0
イタリア	44	42	2	0
ラトビア	2	2	0	0
リトアニア	4	4	0	0
ルーマニア	7	6	1	0
ルクセンブルク	1	1	0	0
マルタ	3	3	0	0
ポーランド	13	12	1	0
ポルトガル	13	12	1	0
スロバキア	6	4	2	0
スロベニア	1	0	1	0
スペイン	41	37	2	2
スウェーデン	14	12	1	1
オランダ	9	8	1	0
英国	28	23	5	0
合計	337	304	27	6

*著者作成

2-3 スペインにおける観光資源としての世界遺産の利用

スペインでは、EU域内の国の観光客の多くを占める余暇としての観光に加えて、世界遺産を中心とした文化遺産をアピールし、より多くの観光客の増加を狙う政策をとっている。

スペイン観光の最大の特徴は、スペインを何度も訪れるリピーターによって支えられている。たとえば、若者の間は安価な旅行でスペインを訪れ、現役時代はリゾートホテルに泊まり、退職後は定住したり長期的滞在などでスペインを訪れる。スペイン南部の観光州であるアンダルシア州の観光スポーツ庁アロッカ副長官は、「観光客の60%はリピーター」であると明言している¹⁷⁾。

観光客を集めるために、スペインの観光政策当局者は、積極的な誘致活動を実践している。たとえば、マドリード市やセビリヤ市では、商工会議所と組んで年間30回も国外へ行き誘致活動を行っている。国営のホテルチェーンであるパラドールの海外営業部長は、年間6~7ヶ月も国外へ出かけている¹⁸⁾。しかも、こうした誘致活動の中心を担っているのは州や県などの各地域である。各地域が独自の観光政策を持っていて誘致活動を実践しているのである。

このような観光政策を支えているのが観光統計¹⁹⁾であり、スペインでは、州、主要都市ごとに、

観光客の数、国籍、宿泊日数等を把握して毎月公表している。この観光統計によって、観光政策が立てられている²⁰⁾。

スペインの観光政策の特徴は、国から自治州への権限移譲である。1978年憲法148.1条18号は、「自治州域内における観光プロモーション及び観光整備については自治州の権限である。」と規定し、観光政策は、自治州によって担当され、州の観光プロモーションと観光整備は当該自治州が担当することになっている。国は直接観光についての権限はないが、海外でのスペイン観光プロモーション、国際関係、観光総合計画などの他の権限（憲法第149.1条、国の専管事項）を根拠として自治州に参与し、自治州観光政策にも影響を及ぼすことができる²¹⁾。

スペイン政府の観光目標は、①世界におけるスペインの地位を維持する、②リーダーシップを維持する、③持続可能な観光政策をとる（60年代の過ち、すなわち乱開発を繰り返さない。）、④商品の多様化を図り、市場のニーズを把握しそれに合った商品を提供する、⑤諸外国のターゲットを広げる、⑥これらを踏まえて世界23カ国に置かれている海外観光局をとおして、州政府は海外におけるプロモーションを行う²²⁾、ことである。

そして、これらの目標を達成するために次の5つの戦略に力を入れている。①海外におけるプロモーション、②パラドール（Paradores: スペイン国営ホテル）を利用したプロモーション、③情報の分析、④観光商品に関する活動、⑤観光インフラの改善資金、⑥42の世界遺産を活用した誘客施策である²³⁾。

このように、スペインでは、国家戦略として世界遺産を積極的に活用する誘客施策がとられている。

3. 保護の対象としての世界遺産

3-1 世界遺産を危険にさらすものは何か

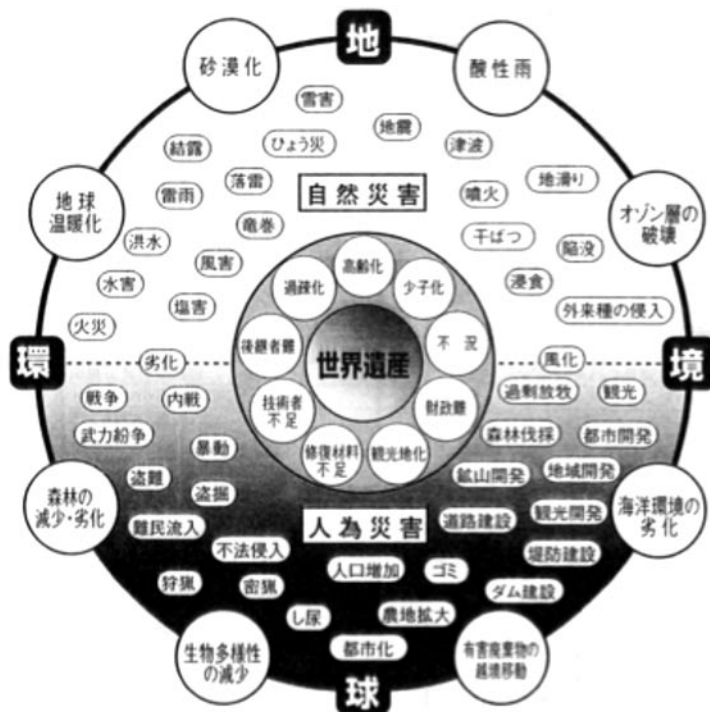
世界遺産を取り巻く脅威、危険、危機にはどのようなものがあるのか。地球の温暖化、砂漠化、酸性雨などの地球環境問題、地震、津波、火山の噴火などの自然災害、煙草の不始末等による火災、無秩序な開発などの人為災害、過疎化、高齢化、後継者難、観光地化などの社会環境の変化、そして、遺産自体が持っている風化や劣化などである²⁴⁾。

フランチェスコ・バンダリン、ユネスコ世界遺産センター所長は、世界遺産登録が観光に恩恵をもたらし、ブランド化することによって当該コミュニティにとって経済発展の大きな材料になるが、他方、実際の遺産そのものの姿が変わってしまうという危険がある²⁵⁾と指摘する。

彼は、観光客の大幅増加によって、世界遺産が破局的な状況を起こすことがある²⁶⁾と警鐘を鳴らす。遺跡自体を物理的に傷めるだけではなく、そこにあるコミュニティ自体を壊してしまうこともありうる。観光客の過剰が、その地域の伝統を喪失させることも出てくる。例えば、イタリアのベネチアの場合、昔あったようなパン屋もなくなり、伝統的な仕事もなくなり、皆がベネチアの仮面を売っている²⁷⁾と彼は述べる。

また、彼は、当該国の政府は世界遺産を保護するための措置を長期的視点に立って考えるが、観光客は、その時、自分がそこへ行っている時のことしか考えない²⁸⁾と指摘する。

図6 世界遺産を取り巻く脅威、危険、危機



資料：世界遺産データ・ブック—2011年版—（シンクタンクせとうち総合研究機構）p.42

3-2 世界遺産は誰が守るのか

まず、第一義的には、世界遺産を有する国に当該世界遺産を保護する義務がある²⁹⁾。その義務を果たすために、世界遺産保有国は、自国の有するすべての能力を用いて保護にあたらなければならない。

世界遺産保有国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、具体的には以下のことを行うよう努めなければならない³⁰⁾。

- ①文化遺産及び自然遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み入れるための一般的な政策をとること。
- ②文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための機関が存在しない場合には、適当な職員を有し、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する一又は二以上の機関を自国の領域内に設置すること。
- ③学術的及び技術的な研究及び調査を発展させること並びに自国の文化遺産又は自然遺産を脅かす危険に対処することを可能にする実施方法を開発すること。
- ④文化遺産及び自然遺産の認定、保護、保存、整備及び活用のために必要な立法上、学術上、技術上、行政上及び財政上の適当な措置をとること。
- ⑤文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備の分野における全国的又は地域的な研修センター

の設置又は発展を促進し、並びにこれらの分野における学術的調査を奨励すること。

その上立って、自国の能力では保護できない場合には国際的な援助や協力を得ることが求められている³¹⁾。そのための国際的な組織としてユネスコに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会（世界遺産委員会）が設置され³²⁾、世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金によって世界遺産を保護・保全する体制を作っている³³⁾。

世界遺産基金の2010年～2011年の2年間の予算案は、6,672,357米ドルである。世界遺産条約が有効に機能しているのは、この世界遺産基金を締約国に義務づけて、援助金を確保することができるからである³⁴⁾。ちなみに、2010年～2011年の予算案の分担金または任意拠出金の支払い予定上位国は、①米国1,388,200米ドル、②日本1,049,100米ドル、③ドイツ541,276米ドル、④英国419,174米ドル、⑤フランス397,656米ドル、⑥イタリア360,548米ドル、⑦カナダ187,912米ドル、⑧スペイン187,344米ドル、⑨中国168,288米ドル、⑩メキシコ142,416米ドル³⁵⁾となっている。

2008-10年国連通常予算分担率・分担金をみると、①米国、②日本、③ドイツ、④英国、⑤フランス、⑥イタリア、⑦カナダ、⑧中国、⑨スペイン、⑩メキシコ、となっており、ほぼ同じような分担金支払い順位となっている。

3-3 EUにおける世界遺産の保護

EUは世界遺産を観光資源の中に積極的に取り込み、域外の観光客の増加を狙っている。それは、世界遺産に登録されると観光資源としての価値は高まるからである。そのためには、世界遺産がしっかりと保護されなければ、観光の目玉としての価値が減少してしまう。

1993年に発効したマーストリヒト条約に、文化に関する条項が含まれたことにより、文化領域の権限がEUに付与されることになった。また、1997年のアムステルダム条約第151条2項で、EUには、「構成国間の協力を助成しかつ必要に応じて」、「欧州的重要性を有する文化的遺産の保存及び保護」の活動を支持し補完することが求められている。また、EUは「特に文化の多様性を尊重し、促進するために、本条約に規定されている他の領域の活動を行うにあたって、文化的側面を考慮しなければならない」（同条4項）とされる。

しかし、たとえば、アウシュビッツ強制収容所跡の建物・廃墟群の大規模改修の基金（1億2千万ユーロ）設置計画について出資を表明したのは、ポーランド、ドイツの他、EU諸国、個人であり、EU自体が出資するという報道がないことから、実際にEU内の世界遺産の保護については、各国に依存していることが分かる³⁶⁾。しかも、アウシュビッツがあるポーランドが各国に協力を呼びかけていることから世界遺産所有国が自国の世界遺産の主要な保護を担っていることが理解される。

3-4 スペインにおける世界遺産の保護

スペインの観光資源の中で、世界遺産はどのような価値を占めているのであろうか。

観光地を決定したり、あるいは開発する場合、景観の物理的・自然的な要素と文化的な要素は決定的な役割を果たすといわれる³⁷⁾。その要素とは、①気候、②水利、③植生、④文化遺産、⑤宗教的要因、⑥見本市、会議、スポーツ競技などである³⁸⁾。

たとえば、スペイン観光の中心は、「sol y playa（太陽と海岸）」が示す通り休暇型の観光であり、この観光がスペイン旅行の全体の約80%を占めている³⁹⁾。

では、世界遺産はどうであろうか。スペインでは休暇型の観光が多いとはいえ、文化的施設は観光の中でも重要な位置を占める。多くは大都市に多いが、サラマンカ、コルドバ、トレド、セゴビア、アビラなど都市全体が記念物になっているような世界遺産もある。その他、祭り、ダンスなどの風土・慣習や食も、今日の観光活動にとって欠くことができない要素である。

もちろん、世界遺産に登録される前から、観光地としてのブランドが確立していれば（たとえばバルセロナやマドリッドのような都市）、ユネスコの世界遺産登録によって観光客が大幅に増加することはないかもしれないが、世界遺産に登録されたことによって観光客が大幅に増えたケースは多い⁴⁰⁾。

スペインでは、1985年に文化的価値の高い遺跡、建築物等の保護を目的とした「スペイン歴史的遺産についての法律（Ley del Patrimonio Histórico Español）」が制定され⁴¹⁾、多くの重要な価値を有する歴史的遺産が保護されている。各自治州では、この法律を補完した独自の法令を導入して、歴史的遺産の保護に当たっている⁴²⁾。

スペインでの世界遺産の保護の例として、グラナダのアルハンブラ宮殿内の「ナスル宮殿」では、観光客の入場に30分ごとの制限を設けたり、アルタミラ洞窟では、保護のため公開を制限し、その代わり隣接するアルタミラ博物館でレプリカが見られるようにしている。

4. 観光資源としての世界遺産と保護の対象としての世界遺産の調和

4-1 観光の視点から見る世界遺産の保護

世界遺産は、地元には大きな観光収入をもたらすので、観光客は多い方がいいが、世界遺産の保存という観点からは、観光のあり方が問題になる⁴³⁾。

現実問題として、保存のために世界遺産に登録したはずなのに、登録されたことによる観光の弊害が各地で起こっている⁴⁴⁾。多くの世界遺産では、観光客の増加が管理上の問題になっている。世界遺産リストに登録されると注目度が高まり、また、観光産業がそれを利用して多くの観光客を世界遺産に集める。

世界遺産を保全する立場から、観光客が増加することはメリットでもある一方デメリットもある。メリットとしては、観光収入が増加することによって世界遺産の修復・保存に役立つ。観光収入が少なければそれだけ、修復・保存にかかる予算がなくなり、劣化に拍車をかけることになる。それによって、遺産自体に魅力がなくなり、その結果、観光客の衰退を招くおそれがある。

デメリットとしては、管理が不適切な場合は、観光客の増加が世界遺産自体に大きなダメージを負わせ、その結果、遺産が破壊される原因になる。

中国は、世界遺産登録数でスペイン、イタリアに次いで世界第3位であるが、観光客の増加による破壊が進んでいる。たとえば、年間1,000万人が訪れる中国のユネスコ世界遺産「万里の長城」で、特に、北京から近い八達嶺ではゴミが散乱し、壁には落書きが多く、外国語の名前やコメントや落書きで埋め尽くされている⁴⁵⁾。

また、観光客の増加で八達嶺地区には、土産物店や飲食店、駐車場などが次々と作られ、中には、長城の土台に工場を建設してしまっている地区もある⁴⁶⁾という。

スペインのバルセロナにあるサグラダ・ファミリア聖堂でも、多くの落書きがある⁴⁷⁾。最上階から1階に下りていく階段は観光客がまばらになるため世界中の観光客による落書きが所狭しと

ある。世界遺産に認定されたサグラダ・ファミリア聖堂にとっては大きな痛手であろう。観光客にとっては、さほどの罪悪感はなく、記念というくらいの意識であろうが、世界遺産にとっては大きなダメージを負うことになる。



資料：サグラダ・ファミリア聖堂での落書きの一部（2009年8月筆者撮影）

世界遺産は観光産業に大きな影響を及ぼすので、世界遺産を前面に出して宣伝をするのは観光の面からは当然のことだと思われるが、世界遺産の理念からは、優先すべきは世界遺産の保全である。もし、遺産が保全されなかったら観光もなくなる。世界遺産というブランドを集客に結び付けることは、世界遺産を保護するという前提があつてのことである。

文化遺産を審査する国際記念物遺跡会議（イコモス）の国内委員会理事を務める東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センターの稲葉信子企画情報研究室長はインタビューに応じて、「世界遺産人気の高まりとともに観光面のみが強調され、リストがまるで人気ランキングのようになってしまった。観光資源になること自体は構わないが、ホテルなど大資本の流入が、遺産を支えるべき地元のコミュニティを破壊するようなことは避けねばならない」⁴⁸⁾と危惧する。

世界遺産が直面する深刻な問題の一つは観光のあり方である。したがって、観光を計画する場合に、事前に世界遺産を予防するような仕組みを最初から入れていくという視点が重要になる⁴⁹⁾。

4-2 世界遺産の保護と持続可能な観光

世界遺産委員会は、観光が世界遺産に与える影響について、すでに2001年には認識しており、同年には「世界遺産を守る持続可能な観光計画」を策定することを承認した。この計画は、世界遺産の価値を保護し、観光による脅威を減らすために、世界遺産委員会や遺産保有国の管理担当者をサポートすることにある⁵⁰⁾。

持続可能な観光計画とは、「世界遺産の価値を損なうことなく、観光と保護を両立させるための関係者を広く結び付け、実際の観光業に役立つ手法を開発する」⁵¹⁾ことである。

そのため、持続可能な観光計画のための7つのガイドラインが提唱されている。すなわち、①

観光に対処できるだけの管理能力をつける、②遺産地域の人々が観光業界に参加してメリットを享受する、③世界遺産周辺地域の商品を市場に出す手助けをする、④保護教育を通じて世界遺産に対する誇りを喚起する、⑤観光収益をこれまで不十分だった遺産の保存・保護費用に充てる、⑥他の世界遺産や保護地域での経験を共有する、⑦世界遺産保護について観光業界関係者の意識を高める⁵²⁾、ということである。

その中で、特に⑤の観光収益による世界遺産の保存・保護について、観光収益は世界遺産保護に大きく貢献する。観光客の入場料はもとより、観光業界からの寄付等は遺産保護活動の財政的基盤を確立するためには必須である。そのためには、世界遺産の保護に携わる人と観光業界が協力していくことが重要になる⁵³⁾。

EUでも、EU委員会は、持続可能な観光を促進するための政策として、文化・自然遺産の保護を挙げている⁵⁴⁾。責任のある質の高い観光を進めていくためには、世界遺産を含めた文化遺産や自然遺産を保護し保存していることが必須の条件となっている。

スペインでも、「社会的、経済的、環境的」な視点から「持続可能な観光」が州や県で実行されている。それらの州や県では、観光産業によって社会的経済的な発展を期しているが、同時にそれは、自然遺産や文化遺産などの歴史遺産を保護することによって達成できるとしている⁵⁵⁾。

世界遺産は人が関わることで必ずダメージを受け、そして観光のための価値も失われる。観光目的で利用するためには、なおさら世界遺産を保護する意識が重要であり、常に「持続可能な」観光に配慮しなければならない。そうしなければ、観光活動そのものが、将来的には観光の価値である遺産を食い潰すというパラドックスを生むことになる。

おわりに

世界遺産として登録されると、世界の注目を浴びるし、観光業界も宣伝をして集客を狙う。その結果、世界遺産を観光客が破壊していくという逆転現象が生じる。

世界遺産の登録は年々増加している（2010年は911件）が、それに伴い、危機遺産の数もここ10年は年間30件以上が報告されている（2010年は34件）。危機にさらされている世界遺産は主に発展途上国に多く、先進国にある世界遺産は危機遺産に登録はされていないが、今は保護されている先進国の世界遺産でも将来危機遺産に入る可能性は十分にある。

今回は、観光における世界遺産の保護という視点に絞ったが、世界遺産は「顕著な普遍的価値」を有する人類の遺産であるという観点からは、やはり保護を優先とした観光のあり方が講じられるべきである。そのためにも、世界遺産の長期的な保存管理計画に則った施策が世界遺産保有国には要求されるし、それをバックアップする実効性のある体制が国際レベルで要求される。

さらに、観光をする私たちの側にも責任がある。世界遺産は人類の共通遺産であるという視点に立った観光マナーが重要になる。そのためにも、世界遺産は単なる文化財や自然財とは異なり、人類の遺産であるという視点での観光教育も必要になるであろう。

したがって、持続可能な観光の担い手は観光産業や国際組織、あるいは国家・地域の行政のみならず、観光客としての個人も含まれるのである。

*本論文は2009年文教大学国際学部共同研究費の成果の一部である。

注

- 1) 世界遺産条約 1 条、2 条
- 2) 同 4 条～7 条
- 3) 世界の観光産業の経済規模のグラフ参照
- 4) 同上
- 5) 同 p.20
- 6) 2008 年の主要商品分類別輸出額のグラフ参照
- 7) 同上
- 8) EU の統計局ユーロスタットによる最新調査、NNA News Headline、http://news.nna.jp.edgesuite.net/free_eu/news/20101123eur034A.html
- 9) 世界遺産年報 2010、p.17
- 10) 毎日新聞 2009.10.29
- 11) 観光省調べ、同上
- 12) EU 諸国の世界遺産 (2010 年現在) の表参照
- 13) 同上
- 14) 日経速報ニュースアーカイブ 2010/09/06
- 15) 同上
- 16) 同上
- 17) 額賀 信 「拡大 EU から学ぶ観光振興」、ていくおふ . Autumn 2004、p.23
- 18) 同上
- 19) 観光統計の情報制度 : Sistema de Información de Estadísticas Turísticas:SIET-Datur
- 20) 額賀 信、p.24
- 21) 財団法人自治体国際化協会 (パリ事務所) 「スペインの観光政策」(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER322 (Feb 22, 2008) p.15、http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/322.pdf
- 22) 同 p.16
- 23) 同 pp.16-18
- 24) 世界遺産を取り巻く脅威、危険、危機の図を参照
- 25) The Asahi Shinbun Globe、http://globe.asahi.com/feature/090302/side/04_1.html
- 26) 同上
- 27) 同上
- 28) 同上
- 29) 世界遺産条約 4 条
- 30) 同 5 条
- 31) 同 4 条
- 32) 同 8 条～14 条
- 33) 同 15 条～18 条
- 34) 世界データブック 2011 年版、p.21
- 35) 同 p.22
- 36) 毎日新聞 2009.5.14
- 37) 財団法人自治体国際化協会 (パリ事務所) p.12
- 38) 同 pp.12-15
- 39) 同 p.9
- 40) The Asahi Shinbun Globe、<http://globe.asahi.com/feature>
- 41) 財団法人自治体国際化協会 (パリ事務所) p.17

- 42) 同上
- 43) 世界遺産年報 2010、p.16
- 44) 同 p.17
- 45) 2010 年 10 月 11 日 AFP
- 46) 同上
- 47) サグラダ・ファミリア聖堂での落書きの写真参照
- 48) 谷奈々「観光振興と世界遺産の課題」和歌山社会経済研究所、<http://www.wsk.or.jp/work/d/tani/04.html>
- 49) 世界遺産年報 2010、p.17
- 50) 同 p.40
- 51) 同上
- 52) 詳しくは世界遺産年報 2008、pp.42~44 参照
- 53) 世界遺産年報 2008、p.43
- 54) EUROPEAN COMMISSION、Brussels、30.6.2010、COM(2010) 352 final、pp.7-10
http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/tourism/files/communications/communication2010_en.pdf
- 55) 財団法人自治体国際化協会（パリ事務所）pp.21-25